

8 月中旬に通知書を発送
国民健康保険料の料率を決定

令和 8 年度の国民健康保険料の料率および最高限度額が下表のとおり決まりました。年間保険料は、この料率をもとに算定された「所得割」「均等割」「平等割」を合計した金額になります。

また、令和 8 年度から「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護分」に加え、「子ども・子育て支援金分」が追加になります。この支援金は、子ども・子育てを社会全体で支えるための費用として、児童手当の拡充や妊娠・出産・子育てに関する支援の充実などに活用されます。

各世帯の 4 期（8 月）からの保険料をお知らせする納入通知書を、8 月中旬に郵送します。なお、4 期から10期までの保険料は、年間保険料からすでに納付済みの 1 期から 3 期分を差し引いて、7 回に分けた金額になっています。

詳しくは、国保医療課 国民健康保険グループ（☎47-8132）へ。

令和 8 年度 国民健康保険料率					
		医療分	後期高齢者支援金分	介護分 (40～65歳未満)	子ども・子育て支援金分
所得割	基準総所得金額※1の	7.52/100	2.63/100	2.20/100	0.28/100
均等割	被保険者 1 人につき	31,800円	11,400円	11,300円	1,500円※2
平等割	1 世帯につき	20,500円	7,300円	5,600円	900円
最高限度額		670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

※ 1 税法上の総所得金額から基礎控除額を差し引いた額
※ 2 18歳以上均等割額(100円)を含む。なお、18歳未満(18歳到達年度末まで)の加入者は、均等割額が免除されます。

高額療養費の自己負担額が変更

高額療養費制度の見直しにより、下表のとおり令和 8 年 8 月から、自己負担限度額が変更となり、新たに年間上限が新設されます。75歳になり後期高齢医療制度に加入した月の自己負担限度額については、負担増にならないよう、加入前の保険と後期高齢者医療制度それぞれの限度額が 2 分の 1 となります。

制度改正に関する問い合わせは厚生労働省コールセンター（☎0120-617-111、令和 9 年 3 月31日までの月～土曜日、午前 9 時～午後 6 時）へ。

所得の区分	自己負担割合	月額上限 外来+入院 (世帯単位)		年額上限
		外来(個人単位)		
現役並み所得Ⅲ(住民税課税所得690万円以上)	3割	270,300円+(総医療費-901,000円)×1% 【140,100円】 ※ 1		1,680,000円
現役並み所得Ⅱ(住民税課税所得380万円以上)		179,100円+(総医療費-597,000円)×1% 【93,000円】 ※ 1		1,110,000円
現役並み所得Ⅰ(住民税課税所得145万円以上)		85,800円+(総医療費-286,000円)×1% 【44,400円】 ※ 1		530,000円
一般Ⅱ(2割負担者)	2割	22,000円 ※ 2	61,500円 【44,000円】 ※ 1	
一般Ⅰ(1割負担者)	1割			
区分Ⅱ(住民税非課税世帯)		11,000円 ※ 3	25,700円 【24,600円】 ※ 1	290,000円
区分Ⅰ(年金収入80万円以下など)		8,000円	15,700円	180,000円

※ 1 【 】内は過去12か月以内に「入院+外来」の限度額を超えたことが 3 回以上あった場合の 4 回目以降の限度額
※ 2 外来年間（8 月から翌年 7 月まで）の限度額は216,000円
※ 3 外来年間（8 月から翌年 7 月まで）の限度額は96,000円

男女共同参画 市民意識調査にご協力を

次期男女共同参画プラン策定にあたり、みなさんが抱く男女共同参画に対する認識や意向を把握するため、市民意識調査を行います。

8 月上旬に、無作為に抽出した 2,000 人に調査票を郵送しますので、ご協力をお願いします。

▶回答方法／8 月31日までに、同封の返信用封筒（切手不要）で郵送またはインターネットから回答

▶備考／無記名によるアンケート方式（結果は統計的に処理）

▶問合せ／男女共同参画推進室（☎47-8549）へ

介護保険料の通知書を郵送

65歳以上の人に、令和 8 年度介護保険料の通知書(本算定)を郵送します。通知書が届いたら、保険料や納め方（特別徴収または普通徴収）を確認してください。詳しくは、介護保険課（☎47-7406）へ。

特別徴収

▶対象／老齢(退職)・遺族・障害年金が年額18万円以上の人

▶通知書／9 月上旬に郵送

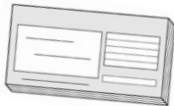
▶納付方法／年金から天引き
※原則、年金が年額18万円以上の人は年金から天引しますが、新たに65歳になった人や、他の市区町村から転入した人などは、一時的に普通徴収になる場合があります

普通徴収

▶対象／老齢(退職)・遺族・障害年金が年額18万円未満の人

▶通知書／8 月上旬に郵送

▶納付方法／納付書または口座振替
※保険料を滞納すると、督促状が発行され、督促手数料や延滞金がかかる場合があります。また、滞納期間に応じて、介護保険サービス利用時の自己負担額が 3 割(所得の高い人は 4 割)になるなどの給付制限措置が行われますので、ご注意ください



令和 8 年度 所得段階別の年間介護保険料				
所得段階	対 象		保険料率	年間保険料
第 1 段階	①生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 ②世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82万6,500円以下の人		基準額×0.285	21,682円
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が右記の人	82万6,500円超120万円以下の人	基準額×0.485	36,898円
第 3 段階		120万円を超える人	基準額×0.685	52,114円
第 4 段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる人のうち、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が右記の人	82万6,500円以下の人	基準額×0.9	68,472円
第 5 段階		82万6,500円を超える人	基準額	76,080円
第 6 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が右記の人	120万円未満の人	基準額×1.2	91,296円
第 7 段階		120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	98,904円
第 8 段階		210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	114,120円
第 9 段階		320万円以上420万円未満の人	基準額×1.7	129,336円
第10段階		420万円以上520万円未満の人	基準額×1.9	144,552円
第11段階		520万円以上620万円未満の人	基準額×2.1	159,768円
第12段階		620万円以上720万円未満の人	基準額×2.3	174,984円
第13段階		720万円以上の人	基準額×2.4	182,592円

※令和 7 年度の税制改正で給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられますが、介護保険事業の収支維持のため、令和 8 年度の介護保険料算定では、従前の控除額で調整して計算します。これにより、令和 8 年度に市民税非課税となった場合でも介護保険料の所得段階においては、市民税課税とみなす場合があります。